# 田 市 公 秋 報

### 第 1 0 0 3 号

平成20年12月10日 毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 発行所 秋田市役所 編集兼 発行人 中 島

三 戸 俊 彦 秋田市旭北錦町3番50号 株式会社 三戸印刷所 印刷人 印刷所

#### ——— 目 次 ———

規則
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規
則の一部を改正する規則(第42号) 1
○秋田市個別排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則
(第43号)2
○秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則(第44号)
2
公 平 委 規 則
○職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則(第2号)
2
上下水道局管理規程
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規
程の一部を改正する規程(第7号)2
告 示
○現金取扱員への再委任について(第217号) · · · · · · · · · · · 2
○国民健康保険税督促状の公示送達について(第218号) ······ 3
○納税通知書の公示送達について (第219号)3
<ul><li>○公売通知書の公示送達について(第220号)3</li><li>○公売通知書の公示送達について(第221号)</li></ul>
<ul><li>○公売通知書の公示送達について(第221号)3</li><li>○公売通知書の公示送達について(第222号)3</li></ul>
○ 公元 通知 青の公 小 広 達 に うい
○平成20年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について(第
224号)
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更について
(第225号)
○市道路線の供用開始について(第226号) ······· 4
<ul><li>○市道路線の供用開始について(第227号)4</li></ul>
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更について
(第228号)
○秋田市議会定例会の招集について(第229号) 5
○放置自転車等の撤去および保管について(第230号) 5
○生活保護法による介護機関の指定等について(第231号) … 5
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について(第232
号)5
<b>**</b> * * * * * * * * * * * * * * * * * *

### 選管告示

<b>岛自己小</b>			
○平成20年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所			
および登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日			
を記載した書面の縦覧について(第50号) 6			
農委告示			
辰 安 口 小			
○農業委員会の招集について(第15号) 6			
上下水道局告示			
○指定排水設備工事業者の廃止について(第67号) … 6			
○指定給水装置工事事業者の廃止について(第68号)6			
公告			
○土地区画整理事業の施行の認可について6			
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届			
出の関係書類の縦覧について7			
○ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お			
よび結核の定期予防接種について7			
○開発行為に関する工事の完了について7			
○インフルエンザ定期予防接種について7			
○入札参加希望者の公募について8			
○入札参加希望者の公募について8			
○開発行為に関する工事の完了について9			
○インフルエンザ定期予防接種について10			
○秋田農業振興地域整備計画の変更について10			
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届			
出の関係書類の縦覧について10			
○開発行為に関する工事の完了について······10			
○入札参加希望者の公募について······10			
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について11			
○農用地利用集積計画の策定について12			
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届			
出の関係書類の縦覧について12			
上下水道局公告			
○入札参加希望者の公募について12			
○平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…13			
○入札参加希望者の公募について13			
規則			

#### 教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について (第14号) ……………6

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規 則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第42号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す る規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改め、同項中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に、「平成19年1月1日」を「平成20年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成19年1月1日」を「平成20年1月1日」に 改める。

附則第7項中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に 改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市個別排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成20年11月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第43号

秋田市個別排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規 則

秋田市個別排水処理施設条例施行規則(平成16年秋田市規則第 68号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「放流先又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成20年11月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市規則第44号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)の一 部を次のように改正する。

第2条中「第5条の4第2項」を「第5条の4第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年11月28日から施行する。

### 公平委規則

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成20年11月27日

秋田市公平委員会

委員長 伊 勢 昌 弘

#### 秋田市公平委員会規則第2号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則 職員団体の登録に関する規則(昭和41年秋田市公平委員会規則 第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」 に改める。

第7条第1項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第2項中「当該職員団体」を「、当該職員団体」に、「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に、「申し出」を「申出」に改める。

附則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

### 上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年11月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次 秋田市上下水道局管理規程第7号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程(平成18年秋田市上下水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改め、同項中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に、「平成19年1月1日」を「平成20年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成19年1月1日」を「平成20年1月1日」に 改める

附則第7項中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に 改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

#### 秋田市告示第217号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年11月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

	委任する	委任を受ける	委 任 事 務
	出 納 員	現金取扱員	安性争榜
		谷 誠 鎌田さつき	八橋運動公園内の施設およ
	加賀谷 誠		び附属地の使用料、公衆電
			話使用料の収納に関する事
			務

#### 秋田市告示第218号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収 納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつ でも交付する。

平成20年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度国民健康保険税督促状

#### 秋田市告示第219号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送 達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年11月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度国民健康保険税納税通知書

#### 秋田市告示第220号

次の公売通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、公売通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 送達を受けるべき者の住所および氏名 秋田市大町六丁目 5番45号 仙北屋大町ハイム NO 2-23号

平 田 美紀子

2 送達する書類名 公売通知書 1通

#### 秋田市告示第221号

次の公売通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、公売通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 送達を受けるべき者の住所および氏名 タイ王国

新名正夫

2 送達する書類名 公売通知書 1通

#### 秋田市告示第222号

次の公売通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、公売通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 送達を受けるべき者の住所および氏名 秋田市大町一丁目7番35号

メゾンドフロリール102号

成田良秋

2 送達する書類名

公売通知書 1通

#### 秋田市告示第223号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例 第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放 置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自 転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項 の規定により告示する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
  - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 23台
  - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 6台
- (2) 撤去し、保管した年月日 平成20年10月16日から平成20年10月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

- イ 場所 秋田市東通仲町 4番3号(秋田駅東自転車等駐車 場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成20年11月26日から平成21年5月26日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還 申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用 者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す る。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

#### 秋田市告示第224号

秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)第6条第2 項の規定に基づき表彰した平成20年度秋田市文化章受章者の氏名 および事績を、秋田市文化振興条例施行規則(昭和58年秋田市規 則第11号)第8条第1項の規定により告示する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文化章

羽川正

長年にわたり合唱の普及振興に努めるとともに各種事業の音楽 指導に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化章

岩 流 全處勢

長年にわたり漢詩文研究の第一人者として秋田の歴史資料研究 に努めるとともに大学教育の振興と人材育成に尽力するなど本市 文化の発展に貢献した。

秋田市文化章

渡部景俊

長年にわたり農の民俗の調査研究に努めるとともに郷土史や民 俗関係の団体の運営に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第225号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規

定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
- (1) 担当する医療の種類:薬局

名 称	変更事項(所在地)		変更
石 你	変更前	変更後	年月日
佐野薬局勝	秋田市新屋豊町	秋田市新屋豊町	平成20年
平店	10番 6 号	10番 4 号	11月1日

#### 秋田市告示第226号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧 に供する。

平成20年11月18日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1033 旭南楢山	旭南楢山線	秋田市楢山南新町上丁28番1地先
1 0 0 0	/B 円 旧 山 豚	秋田市楢山南新町上丁52番16地先

2 供用開始の期日

平成20年11月18日

3 縦覧期間

平成20年11月18日から

平成20年12月1日まで

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧 に供する。

平成20年11月18日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市告示第227号

市道路線の供用開始に関する告示

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
2 1 6 0	東通仲町手形線	秋田市手形字西谷地207番 1 地先 秋田市手形字西谷地211番 6 地先
		秋田市手形字山崎44番地3地先
2 0 8 8 2	秋田駅東2号線	秋田市手形字山崎171番地 2 地先

2 供用開始の期日

平成20年11月18日

3 縦覧期間

平成20年11月18日から

平成20年12月1日まで

#### 秋田市告示第228号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規 定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次 のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。 平成20年11月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 担当する医療の種類:薬局

名 称	変更事項	(所在地)	変更
40 你	変更前	変更後	年月日
しょうぐん	秋田市将軍野南	秋田市将軍野南	平成20年
の薬局	三丁目10番8号	一丁目10番60号	11月2日

#### 秋田市告示第229号

平成20年12月1日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。 平成20年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 秋田市告示第230号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例 第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放 置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自 転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項 の規定により告示する。

平成20年11月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 13台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 8台
  - (2) 撤去し、保管した年月日 平成20年11月1日から平成20年11月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

- イ 場所 秋田市東通仲町 4番 3 号(秋田駅東自転車等駐車 場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成20年12月9日から平成21年6月9日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還 申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用 者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す る。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

#### 秋田市告示第231号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および 同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介 護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更お よび廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ふきむすめ居宅	秋田市仁井田字仲谷地282	平成20年
介護支援センター	番地	9月30日

<b>計明人業は1</b> 1	秋田市下新城中野字街道端	平成20年
訪問介護ほくと	西11番地 1	10月1日
つちざき南薬局	秋田市土崎港南三丁目5番	平成20年
フりさき用架川	10号	10月1日
多田皮膚科	秋田丰庆五宫细河50至44.1	平成20年
多田皮膚科	秋田市広面字鍋沼59番地11	10月14日
外旭川サテライト	秋田市外旭川字中谷地46番	平成20年
クリニック	地	10月1日
添川あおば歯科	秋田市添川字地ノ内175番	平成20年
你川のわは困杆	地 5	10月28日
ケアセンター	秋田市下北手松崎字岩瀬163	平成20年
亀はうす	番地1	10月15日
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番4号	平成20年
佐野栗川勝干店		11月1日

#### 2 変更

tt sk	変更事項(名称・所在地)		変更
名 称	変更前	変更後	年月日
パナソニッ	秋田市新屋鳥木	秋田市新屋鳥木	平成20年
ク	町1番1-125	町1番125号	10月1日
エイジフリー	号	パナソニックエ	
介護チェー	松下電工エイジ	イジフリー介護	
ン秋田	フリー介護チェー	チェーン秋田	
	ン秋田		
ケアサービ	秋田市外旭川字	秋田市外旭川字	平成20年
スセンター	三後田200番地	中谷地46番地	10月14日
フォーエバー	秋田市外旭川字	秋田市外旭川字	平成20年
ケアプラン	三後田200番地	中谷地46番地	10月14日
センター			

#### 3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
	TI D → H-MT CI dll llbret O.TE O. CI	平成20年
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番6号	11月1日

#### 秋田市告示第232号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 指定

	名 称	所 在 地	指 定
	石 你	別 住 地	年月日
	つちざき南薬局	秋田市土崎港南三丁目5番	平成20年
	フラロさ用架川	10号	10月1日
	多田皮膚科	秋田市広面字鍋沼59番地11	平成20年
	多田及屑件		10月14日
	添川あおば歯科	秋田市添川字地ノ内175番	平成20年
		地 5	10月28日
	佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番4号	平成20年
	在町架间勝干店		11月1日

#### 2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止
47 17	//  1L	年月日
つちざき南薬局	秋田市土崎港南三丁目5番	平成20年
フラロさ用架川	10号	9月30日
多田皮膚科	秋田市広面字鍋沼69番地 6	平成20年
多 田 区 屑 杆		10月11日
奈良歯科医院	秋田市金足追分字海老穴263	平成20年
宗 及 困 科 区 阮	番地1	10月31日
佐野薬局勝平店	秋田市新屋豊町10番6号	平成20年
佐 野 菜 间 勝 干 店		11月1日

### 教 委 告 示

#### 秋田市教委告示第14号

平成20年11月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室 に教育委員会定例会を招集する。

平成20年11月19日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

### 選管告示

#### 秋市選管告示第50号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成20年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成20年11月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 期間 平成20年12月3日から

平成20年12月7日まで

2 場 所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

3 時間 午前8時30分から午後5時まで

### 農委告示

#### 秋田市農委告示第15号

平成20年11月18日午後2時 河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年11月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 案 件 秋田市泉釜/町26番32号 千田綾子の農地法第3条 の規定による許可申請に関する件 外12件

### 上下水道局告示

#### 秋田市上下水道局告示第67号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の 規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下 水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

平成20年11月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社設備屋ドットコム	佐々木誠治	秋田市泉南三丁目6番19号

2 廃止年月日

平成20年10月31日

#### 秋田市上下水道局告示第68号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、 秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道 事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2 号)第8条の3第3号の規定により告示する。

平成20年11月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指	定工	事	事業	(者	代表者		所	在	地	
材ト	式会	:社: ト	設備コ	屋ム	佐々木誠治	秋田市	<del></del> 市泉南	<b>南三丁</b> [	目 6 番19	号

2 廃止年月日

平成20年10月31日

## 公 告

#### 秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年11月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン第二十三地区土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市四ツ小屋小阿地字狸崎の一部 秋田市四ツ小屋末戸松本字地蔵田の一部

3 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

4 施行認可の年月日 平成20年11月4日

5 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男上記代理人 秋田都市開発事務所長 磯 田 悟

- 6 事業施行期間
  - 平成20年11月4日から平成23年3月31日まで
- 7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する。

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の 規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、 同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧 に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項 の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、 これを述べることができる。

平成20年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 株式会社藤田商店

代表取締役 飯 島 正 寿

イ 住 所 秋田県秋田市新屋豊町10番9号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
  - ア 名 称 バザール新屋店
  - イ 所在地 秋田県秋田市新屋豊町441番外
- (3) 小売業を行う者の名称および代表者の氏名ならびに住所 ア 名 称 株式会社バザール

代表取締役 飯 塚 昇 三

イ 住 所 秋田県湯沢市柳田字八ツ口170番地1

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年7月1日
- (5) 店舗面積の合計

 $1,478 \, \text{m}^2$ 

- (6) 駐車場の収容台数 98台
- (7) 駐輪場の収容台数 42台
- (8) 荷さばき施設の面積 78.4㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 45.0㎡
- (10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 9時00分

イ 閉店時刻 20時30分

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分~21時00分
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数 4カ所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6 時00分~21時00分
- 2 届出年月日 平成20年10月31日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縱覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成20年11月6日~平成21年3月6日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該予防接種を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
豊 野 美 幸	秋田県太平療育園
	秋田市新屋下川原町2番1号
豊 野 美 幸	秋田県小児療育センター
	秋田市八橋南一丁目1番3号

#### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成20年9月12日付け秋田市指令第7346号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市桜二丁目16番23号

株式会社プライムハウス

代表取締役 佐 藤 宏

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋栗田町217番1、223番2、223番7の内、223番17 および223番22

#### 秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 別表

接種を行	亍う医	韴	予防接種を行う主たる場所
桃 生	勝	E	ものお耳鼻科クリニック
			秋田市楢山川口境8番24号
杉山	好	廣	杉山医院
			秋田市土崎港中央四丁目8番10号

#### 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入 札参加希望者を公募する。 平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

番号および件名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
環境委託第121号	秋田市河辺豊成字虚空	契約の日から	次の①~③の要件を満たしていること。
総合環境センター溶	蔵大台滝地内	平成21年3月	①秋田市内に本店又は支店等を有していること。
融スラグ運搬作業業		31日まで	②設計図書に掲げる車輌を保有又は手配し、業務遂行が可
務委託			能であること。
			③税の滞納がないこと。

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号 の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年11月27日(木) 13時40分入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号秋田市環境部庁舎 2階 大会議室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年12月1日(月)(予定)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、 入札に参加すること。

> ※入札書および委任状は秋田市ホームページから 入手すること。

(http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/koukoku/lease09/lease09default.htm)

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年11月19日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)(省略)
  - イ 法人市民税および事業所税の納税証明書(いずれも直近 の事業年度のもので、写しは可)。ただし、秋田市契約課 の登録業者として登録されている場合は不要
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年11月12日(水)から平成20年11月19日(水)までの土曜

日、日曜日および国民の祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(時間厳守)

イ 受付場所

秋田市環境部庁舎 2 階 秋田市環境部環境総務課庶務担 当

ウ 申請用紙

秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入 手のこと。

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名を通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年11月21 日份までに FAX で通知する。
- 5 設計図書の閲覧および貸出に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成20年11月12日(水から平成20年11月26日(水)までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市環境部庁舎 2 階 秋田市環境部環境総務課庶務担当
- (3) 設計図書は、秋田市ホームページに掲載する。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市環境部環境総務課庶務担当 電話 018-863-6633
- (4) 業務内容等に関する問い合わせ先 秋田市総合環境センター電話 018-839-4816

#### 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入 札参加希望者を公募する。

平成20年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

番号および件名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
環境賃貸借第9号	秋田市河辺豊成字虚空	契約の日から	次の①~③の要件を満たしていること。
総合環境センター構	蔵大台滝地内	平成21年3月	①秋田市内に本店又は支店等を有していること。
内除雪車輌借上(単		31日まで	②設計図書に掲げる車輌を有し、契約期間中常に対応可能
価契約)			であること。
			③除雪依頼の連絡後おおむね30分以内に総合環境センター
			に到着可能であること。

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号 の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年11月27日休 13時30分

入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

秋田市環境部庁舎 2階 大会議室

入札保証金 免除

契約日平成20年12月1日(月)(予定)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、 入札に参加すること。

> ※入札書および委任状は秋田市ホームページから 入手すること。

(http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/koukoku/1ease09/1ease09default.htm)

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された 金額に当該金額の100分の5に相当する額を加 算した金額(当該金額に1円未満の端数がある ときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価 格とするので、消費税および地方消費税に係る 課税・免税事業者であるかを問わず、見積もっ た契約希望金額の105分の100に相当する金額を 入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年11月19日(水までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
    - ア 公募型指名競争入札参加申込書 (様式1) (省略)
    - イ 法人市民税および事業所税の納税証明書(いずれも直近 の事業年度のもので、写しは可)。ただし、秋田市契約課 の登録業者として登録されている場合は不要
  - (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年11月12日(州から平成20年11月19日(州までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(時間厳守)

イ 受付場所

秋田市環境部庁舎2階 秋田市環境部環境総務課庶務担 当

ウ 申請用紙

秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入 手のこと。

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名を通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年11月21 日倫までに FAX で通知する。
- 5 設計図書の閲覧および貸出に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成20年11月12日 から平成20年11月26日 かまでの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市環境部庁舎 2 階 秋田市環境部環境総務課庶務担当
- (3) 設計図書は、秋田市ホームページに掲載する。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市環境部環境総務課庶務担当 電話 018-863-6633
- (4) 業務内容等に関する問い合わせ先 秋田市総合環境センター 電話 018-839-4816

#### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成20年7月30日付け秋田市指令第5757号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市山王六丁目1番26号 有限会社新和不動産

取締役 北 嶋 勉

2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市四ツ小屋字中野67番1、68番1、69番4および69番4 地先旧道路

#### 秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 別表

接種	重を行	うう 🛭	医師	予防接種を行う主たる場所
塚	本		佳	秋田回生会病院
草	薙	宏	明	秋田市牛島西一丁目7番5号

#### 秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成20年11月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12-1 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の 規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、 同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧 に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項 の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、 これを述べることができる。

平成20年11月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 株式会社しまむら

代表取締役 野 中 正 人

イ 住 所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 ファッションセンターしまむら桜ガ丘店

イ 所在地 秋田県秋田市桜ガ丘一丁目5番

(3) 小売業を行う者の名称および代表者の氏名ならびに住所 ア 名 称 株式会社しまむら

代表取締役 野 中 正 人

イ 住 所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成21年7月5日
- (5) 店舗面積の合計

 $1,115.7\,\mathrm{m}^2$ 

(6) 駐車場の収容台数

52台

- (7) 駐輪場の収容台数36台
- (8) 荷さばき施設の面積 68㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 32.2㎡
- (10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
  - ア 開店時刻 10時00分
  - イ 閉店時刻 20時00分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9 時45分~20時15分
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数 2カ所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 0 時00分~24時00分
- 2 届出年月日 平成20年11月4日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成20年11月19日~平成21年3月19日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成20年8月29日付け秋田市指令第7218号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年11月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市保戸野千代田町2番43号 三光不動産株式会社 代表取締役 岩 本 竜 大
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市土崎港東四丁目10番18および10番76

#### 秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第29号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成20年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札名 プレスタ第29号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」 第29号
- (3) 予定価格(税抜) ※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
  - ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市 内に個人で事業所を有する者であること。
  - イ 租税に滞納がないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号 の規定による制限を受ける者ではないこと。
- エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5 条の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
- (1) 規格等

掲載寸法は、日本工業規格 A 列 4 番の 1/4 とし、掲載紙面は、プレスタ第29号(A 4 版、4 ページ、紙質:マットコート90kg)の最終ページの右下部とする。

(2) 色

フルカラー

(3) 発行部数 17.000部

(4) 配布対象

市内全小学校(47校)に在籍する児童の全世帯および市内 全中学校(26校)、図書館、公民館等

(5) 広告掲載時期

平成20年度市立小、中学校冬期休業(平成20年12月26日~) 直前から平成20年度春期休業(平成21年 3 月22日~)直前ま で

(6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項 および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

- 3 入札に関する事項
- (1) 日時 平成20年12月4日(水)午前11時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定

落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高 の金額をもって入札した者とする。

- (4) 契約日 平成20年12月5日 (予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払

広告料は、平成20年12月5日 金までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

- (6) 注意事項
  - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 入札参加希望者は、平成20年12月1日(明午後5時までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
    - ア 入札参加申込書(様式1(省略))
    - イ 営業経歴書(様式2(省略))
    - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
    - エ 納税証明書 ※写し可
      - (ア) 消費税 (税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
  - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、 固定資産税および個人市民税を口座振替により納付し ている場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付 済みのお知らせ」の提出でも可
- オ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)※写し可
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年11月25日(火から平成20年12月1日(月)までの平日 午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会生涯学習室

ウ 申込用紙

秋田市教育委員会生涯学習室もしくは秋田市ホームページから入手すること。

- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年12月3 日外に行う。
- 6 入札保証金および契約保証金 免除
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当 電話 018-826-9048

E-mail ro-edlf@city.akita.akita.jp

#### 秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年11月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
  - 秋田新都市地区 (大杉沢産業区) 土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男上記代理人 秋田都市開発事務所 所長 磯 田 悟

3 事務所の所在地

秋田市御所野地蔵田一丁目1番4

4 施行認可の年月日

平成17年3月16日

5 事業施行期間

平成17年3月16日から平成22年3月31日

6 変更認可の年月日

平成20年11月25日

#### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成20年度第5号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年11月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間

平成20年11月26日から同年12月15日まで。ただし、土曜日、 日曜日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の 規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、 次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項 の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、 これを述べることができる。

平成20年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

ア 名 称 イオンモール株式会社

代表取締役 村 上 教 行

イ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 イオンモール秋田

イ 所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1

- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置

変 更 前	変 更 後
店舗敷地内駐車場 1箇所	店舗敷地内駐車場1箇所
店舗敷地外駐車場 1箇所	

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納入期限
第16号	色・濁度計購入	水質管理センター機器分析室内	平成21年2月27日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件 次のすべてを満たすこと。

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ

れていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で あること。

合計	2 箇所	合計	1 箇所

#### (イ) 駐輪場の位置

変 更 前	変 更 後
6 箇所	7 箇所

#### (ウ) 荷さばき施設の位置および面積

変 更 前	変 更 後
4 箇所:1,046.95㎡	3 箇所:874.90㎡

#### (エ) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

変 更 前	変 更 後
5 箇所:160㎡	5 箇所:269 m³

#### イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (ア) 駐車場の自動車の出入口の数および位置

変 更 前	変 更 後
店舗敷地内駐車場 8 箇	店舗敷地内駐車場 8箇所
店舗敷地外駐車場 1箇月	听
合計 9箇月	所 合計 8箇所

- (4) 変更年月日 平成21年7月11日
- (5) 変更理由 駐車場の立体化工事の完成に伴い別敷地に確保した駐車場を廃止するとともに、駐輪場の一部の位置変更、荷さばき施設の一部の廃止・面積の減少、廃棄物保管施設の一部の移設・容量の増加など、施設の配置およびこれに伴う運営方法を変更するため
- 2 届出年月日 平成20年11月11日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成20年11月28日~平成21年3月28日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

### 上下水道局公告

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成20年11月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

-12-

- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中で ないこと。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年12月2日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8

秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日平成20年12月4日休

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年11月26日(水までに、 公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。) を提出すること。
  - (2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受け付け 申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年11月14日 金から平成20年11月26日 州までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。 上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年11月28 日倫に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

#### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年11月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次 賦課対象区域

浜田字元中村、浜田字町端、新屋町字田尻沢、手形字山崎、手 形字十七流、将軍野東二丁目および土崎港中央六丁目の一部(別 添図面(省略)に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能 となる土地)

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を 公募する。

平成20年11月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号•修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第36号	秋田市豊岩豊巻字上野	平成21年	次の①~②の要件を満たしていること。
放流水濁度計修繕	164	3月25日	①電気工事A級又はB級
			②秋田県内の水道施設(浄水場・配水場他)又は秋田県内の
			下水道施設(終末処理場・ポンプ場他)で、計装設備工事
			の元請実績があること。
			(基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあ

るのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない こと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる こと。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年12月9日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年12月11日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。

- (2) 落札決定に当たって、入札書に記載された 金額に当該金額の100分の5に相当する額を 加算した金額(当該金額に1円未満の端数が あるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消 費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約希望金額の105分の100に 相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入 札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
  - (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年12月2日(火までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
    - ア 公募型指名競争入札参加申込書 (別記様式1 (省略))
    - イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
    - ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
  - (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は伝送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年11月21日 金から平成20年12月2日火までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上 下水道局)から入手すること。

#### 上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない 場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知 する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年12月5日 (金に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434